

金ケ崎町内における死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

【要旨】

3月17日（火）に金ケ崎町内で回収された死亡野鳥1羽について、国が遺伝子検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨連絡がありましたのでお知らせします。

県内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生が確認された事例としては、今シーズン3例目となります。

1 主な経緯等

(1) 野鳥の回収地点

金ケ崎町西根地内

(2) 経緯

- ・ 3月17日（火）に、県が死亡野鳥（ハシブトガラス）2羽を回収
- ・ 3月18日（水）に、簡易検査を実施したところ、1羽で陽性を確認
- ・ 環境省は、同日付けで回収地点の半径10km圏内を野鳥重点監視区域に指定、県は同日から巡回監視を実施
- ・ 検体を遺伝子検査のため国立環境研究所に送付

2 国の検査結果等

- ・ 3月25日（水）に国立環境研究所において遺伝子検査を実施した結果、簡易検査陰性だった個体において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたとの連絡
- ※ 簡易検査陽性だった個体は、すでにH5亜型が検出されている（3月23日公表済み）

3 対応

- ・ 県（県南広域振興局保健福祉環境部及び花巻保健福祉環境センター）では、環境省のマニュアルに基づき、野鳥監視重点区域内の野鳥の主要飛来地を巡回し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。
- ・ 農林水産部畜産課において、家きん飼養者に対し、本事例の情報提供を行い、飼養衛生管理の徹底と異常時の早期通報について周知を行う。

4 その他

令和7（2025）年シーズンについては、野鳥における高病原性鳥インフルエンザが1道15県で125件発生（3/25現在）しています。